

林政審議会等における主な御意見と 対応方向（案）

令和8年2月

林野庁

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連</p>	<p>□ 立地条件等により植栽方法や樹種など多様な更新方法が必要。 □ 伐採後の更新が適切に管理されることが必要。</p> <p>■ 森林資源情報等の精度向上、デジタル化、オープンデータ化が必要。 ■ 森林の境界明確化を進めるべき。</p> <p>■ 集積・集約化に向けて、公的な機関が所有権の移転・設定等を引き受ける取組を進めるべき。</p> <p>■ 森林総合監理士の活躍の場を広げるなど、森林経営管理制度等を担う市町村の体制強化が必要。</p> <p>■ 所有者不明森林の解消に向けて、関係府省とも連携して取組を進めるべき。</p> <p>□ 里山林等の再生に向け、広葉樹の伐採・更新等の取組が必要。</p>	<p>➤ 林業適地を効率的施業森林区域に確実に設定し、主伐後の再造林の確保に向けて施策を重点化、それ以外では侵入広葉樹の活用等により針広混交林化等を推進。【P6】</p> <p>➤ 適正な伐採と更新を確保するため、伐採造林届出制度を見直し。【P6】</p> <p>➤ レーザ計測等による森林資源情報の精度向上、民有林と国有林の統合情報の公表等により高度利用を推進。【P6】</p> <p>➤ リモートセンシングを活用した森林境界の明確化と地籍調査との連携を促進。森林所有者情報等の精度向上と森林の集積・集約化に取り組む者等に対する提供等を推進。【P7】</p> <p>➤ 改正森林経営管理法をフル活用して森林の集積・集約化を加速。【P7】</p> <p>➤ 改正森林経営管理法に基づく経営管理支援法人制度の活用に加え、地域林政アドバイザー、森林総合監理士等による市町村の体制整備、技術的支援等を促進。【P7】</p> <p>➤ 改正森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置の活用による適切な経営管理を促進するとともに、関係府省と連携し一体となって総合的な対策を推進。【P7】</p> <p>➤ 里山林等の利用を通じた継続的な保全管理等を推進。【P7】</p> <p>➤ 広葉樹材のサプライチェーンの構築を促進。【P11】</p>

主な意見・論点と対応方向（案）

■林政審議会委員の意見
□事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業適地となる森林において集中的な路網整備を進めることが重要。 ■ 生物多様性の保全は、林業適地となる森林とそれ以外を含めた一定の広がりで考えることが重要。 ■ ネイチャーポジティブ、30by30目標の達成に向けた取組が重要。 ■ 伐採後の更新状況など、川上の取組の情報を川下に伝達することが重要。 ■ 病虫害対策は、予防・保全だけではなく枯死木の除去も重要。 ■ 林業従事者による狩猟の推進等、シカ捕獲を進めるための取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 林業適地となる森林のうち森林の集積・集約化を進めているような地域等において、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に推進。【P 7】 ➤ 「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、生物多様性の保全等に資する取組を実施。【P 7】 ➤ 原生的な天然林等については、継続的なモニタリングに取り組みつつ厳格な保護・管理を図るとともに、森林の連続性確保等を推進。【P 7】 ➤ 合法性や伐採後の更新の確保、森林経営計画や森林認証に基づく生物多様性を高めるための取組を進めた上で、川中・川下へのそれらの情報提供を推進。【P 8】 ➤ 松くい虫被害、ナラ枯れ被害について被害の状況等に応じた駆除予防措置等を推進。【P 8】 ➤ シカ等による被害について、林業関係者を含む地域と連携した捕獲などを推進。【P 8】

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の防災機能の発揮は重要であり、グリーンインフラ等のキーワードを使うべき。 ■ シカの食害は林業のみならず、国土保全等の観点からも重要な問題であり、対策の充実が必要。 ■ 激甚な災害が今後も起こり得る中、国直轄による災害復旧のあり方の検討が必要。 ■ 林野火災について、市町村における林野火災注意報だけでなく、中央からの発信も重要。 ■ ICTの普及等による「選ばれる森林土木」に向けた取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林は「緑の社会資本」である旨を記載。【P 1】 ➤ 野生鳥獣の食害等による山地災害防止機能の低下の懸念等を踏まえ、レーザ計測の活用など効率的・効果的な治山対策を推進。【P 8】 ➤ 大規模災害時に地方公共団体の要請により、国直轄事業等による集中的な復旧を実施。【P 8】 ➤ 林野火災予防の広報を強化、被災森林の早期復旧等を推進。【P 8】 ➤ 森林土木分野においてICT等の施工現場への導入を促進。【P13】

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策の関連</p>	<p>■ 新たな取組として「森業」を適切に定義し、推進することが重要。</p> <p>□ 観光など様々な分野と連携した森林利用の活性化が必要。</p> <p>□ 森林管理による収入源を増やすことが必要。</p> <p>■ カarbon・クレジットについては、川上から川下をシームレスにつなぎ、持続可能な経済循環を生み出すことから、森林所有者等が参加しやすく、その収入源となるよう取り組むことが重要。</p> <p>■ 森林の多面的機能の発揮について、次世代に伝えていくことが重要。</p>	<p>➤ 森林の多様な生態系サービスの提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつながる取組として森業を推進。【P 9】</p> <p>➤ 森林由来J-クレジットの取引の更なる活性化に向けて、セミナー等を通じた企業と地域との連携事例の発信等を推進。【P 9】</p> <p>➤ 学校教育等における教育プログラムの開発など森林環境教育を充実。【P 9】</p>

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p>	<p>■ 林業経営の主体は、森林所有者が本来の姿。 □ 大規模・効率重視だけでなく、質にこだわり小回りの利く事業者も重要。</p> <p>■ 林業機械の遠隔操作化・自動運転化の推進とそのための通信環境整備が重要。 □ 我が国の地形に合った架線集材を含む林業機械の開発、新たな作業システムの構築が必要。</p> <p>■ 森林資源の循環利用に向けて、民間の取組を促すような施策を講じるべき。</p> <p>■ 従事者の所得向上や福利厚生の実充実を含めた労働条件の改善が必要。</p> <p>■ 労働災害を減らすため、他産業も参考にヒューマンエラーによる事故を防ぐ取組も重要。</p> <p>■ 川上・川中・川下を一体的につなぐデータ基盤の構築が重要。</p>	<p>➤ 「長期にわたる持続的な経営」を担う多様な主体として、一定面積を所有等する森林所有者を例示。【P 9】</p> <p>➤ 多様な主体として、長期間経営し得る権利等を取得した森林組合や民間事業者を例示。【P 9】</p> <p>➤ 遠隔操作・自動運転技術等の開発・実装による伐採・搬出・造林のスマート化、機械化を前提とした作業方法の検討・転換、自動運転に必要な通信技術の開発を推進。【P 9】</p> <p>➤ 改正森林経営管理法による集積・集約化等を推進。【P 10】</p> <p>➤ 新規事業者等の多様な林業経営体の育成等を促進。【P 10】</p> <p>➤ キャリアに応じた処遇改善、他産業並みの所得水準確保を目指す。</p> <p>➤ 働きやすい環境整備に向け、作業の省力化、衛生施設の整備等を推進。【P 10】</p> <p>➤ 他産業での災害防止対策も参考に、労働災害の発生原因に応じた取組を重点的に実施。【P 11】</p> <p>➤ 関係者が一体となって、地域全体で林業DXを推進。【P 13】</p>

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル技術を活用した流通の合理化・効率化が重要。 □ 需給バランス調整や価格形成、高付加価値材の評価など、市場がその流通機能を十分に発揮することが必要。 ■ 木材取引に当たっては、再造林等のコストも含めて話し合うことが重要。 ■ 木材製品は国際製品であり、国産材の競争力強化が重要。 ■ 木材の需給調整に資するよう、ストック機能の強化が重要。 ■ J A Sについて、事業者の意見を踏まえた制度とすべき。また、J A S製品の社会的地位向上も重要。 ■ 木材加工流通施設の規模拡大だけでなく、省力化や、付加価値向上による質的向上を促すことも重要。 ■ 広葉樹材の有効活用に向け、産官学の連携やサプライチェーンの構築等が必要。 ■ 人材確保、労働安全確保が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ I C Tの活用等により原木流通のコーディネート機能を強化。【P11】 ➤ 商流・情報流・物流において、地域の実情に応じた合理化・効率化を推進。【P11】 ➤ 再造林を含むコスト構造の相互理解や、国産材の合法性・持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンを構築。【P11】 ➤ 施設の生産力の強化や企業間連携を加速するとともに、ストック機能を強化。【P11】 ➤ J A Sについて、利用実態に即して区分や基準を見直すとともに、認証業務における省人化等を推進。【P11】 ➤ 大径材の増加や内装材等の需要に対応できる設備を重点的に整備するとともに、効果的な木取りの手法等を普及。【P11】 ➤ 需要側と供給側が集うプラットフォームの設立により、広葉樹材のサプライチェーンの構築を促進。【P11】 ➤ 自動化やD Xによる施設の無人化・省力化や労働環境の整備を図り、国内人材の確保を推進。【P12】

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ SHK制度や建築物LCAのほか、心身面に与える効果などを含め、木材の優位性や国産材の持つ価値を、科学的根拠と合わせて見える化すべき。 ■ 非住宅の木造化に向け、ターゲットに応じた対応方向を整理すべき。 ■ 設計者・施工者の育成が重要。 ■ 住宅のほか、型枠合板など、国産材利用が低い分野における利用拡大が重要。 ■ リフォーム・内装における木材利用拡大も重要。 ■ 国産材製品の輸出拡大が重要。 ■ 木質バイオマス利用は、未利用材の活用やカスケード利用を基本とすることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築物ライフサイクルカーボンの評価、改正SHK制度等の活用による、木材利用の環境貢献等の見える化を促進。 【P12】 ➤ 心身面等に与える効果を整理・発信。【P13】 ➤ 木材利用が進展している分野を中心とした一般流通材による標準設計の開発・普及や、競争力のある耐火部材等の開発、CLT・集成材の寸法標準化等を推進。【P12】 ➤ 木造建築に携わる設計者等の育成、施工者における木造化のノウハウの蓄積を推進。【P12】 ➤ 国産材を活用した横架材、ツーバイフォー工法用部材の商品開発・設計手法の確立等を推進。【P12】 ➤ リフォーム需要への対応や非住宅建築物の木質化に向け、広葉樹材や大径材から生産される板材等を活用した内装材の開発等を推進。【P12】 ➤ 輸出先国等のニーズや規格・基準に対応した木材製品の輸出を戦略的に拡大。【P12】 ➤ 未利用材活用やカスケード利用を基本とし、熱利用・熱電併給等を推進。【P12～13】

主な意見・論点と対応方向（案）

■ 林政審議会委員の意見
□ 事業者等の意見

項目	主な意見・論点	対応方向（案）
<p>● 国有林野の管理及び経営に関する施策</p>	<p>■ 複層林施業の推進や生物多様性保全への配慮など、多様な森づくりに向けた先導的な役割を果たすべき。</p> <p>□ 災害に強い路網整備や治山対策等を率先して進めるべき。</p> <p>□ 林業経営体等の育成の観点から、国有林では、安定的な事業発注に加え、林業経営体・事業者が対応可能な事業規模にすべき。</p> <p>■ 市況を踏まえた供給量調整や中長期的な需要動向も踏まえた出材量を検討すべき。</p> <p>■ 再造林可能な木材価格に向けたプライスリーダーとしての役割を期待。</p>	<p>➤ 多様で健全な森林がバランス良く配置されるよう取り組むとともに、「保護林」や「緑の回廊」として適切に保護・管理するなど、国有林野の総体として生物多様性を高める取組を実施。また、造林の省力化や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を先導的に実施。 【P13】</p> <p>➤ 重要かつ緊要度が高いインフラ施設周辺等における計画的な治山対策等を推進。また、災害に強く大規模災害時に公道の代替路となり得る林道の改良等を推進。【P13】</p> <p>➤ 森林共同施業団地を核とした効率的な施業の実施など、地域の森林の集積・集約化をリードする取組を推進。また、まとまった事業発注等に加え、樹木採取権制度や造林事業付きのシステム販売等を推進し、林業経営体等の事業量の確保に貢献。【P13】</p> <p>➤ 地域の市況等を踏まえた立木販売の実施などにより、国有林材を機動的に供給。【P13】</p> <p>➤ 立木販売結果の公表を通じ、各地域での立木価格の相場観の形成に寄与。【P13】</p>
<p>● その他</p>	<p>■ 目標を設定した上で、課題に対してどのような時間軸で進めるかということが重要。</p>	<p>➤ 目標達成に向けて取り組むべき課題と具体的施策を明確にし、その有効性を示すための成果指標（KPI）を設定。 【P5】</p>